

家族信託・個人に  
よる活用事例

⑤

-金銭贈与信託-

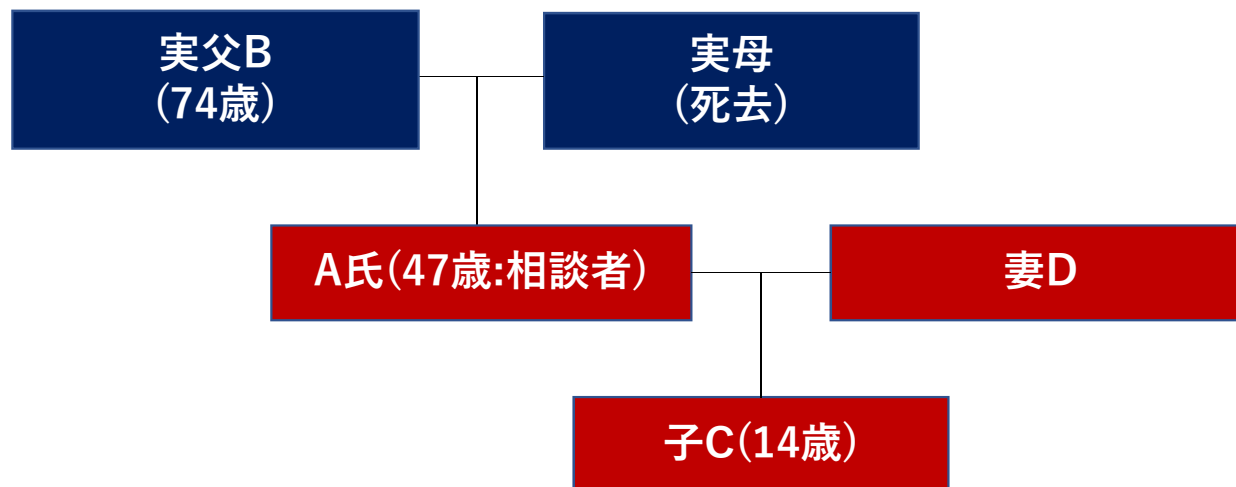


# 1.事例の概要

①相談者：A氏（47歳）

②事例背景：

- A氏の実父B(74歳)は身体的には大変元気であるが・・・
- **最近は物忘れが著しく→A氏は認知症リスクを認識している**
- 実父Bは、孫であるC(14歳)を溺愛している
- 実父Bは、A氏・A氏の妻D・孫Cに、**毎年110万円の暦年贈与**をしている
- 実父Bは、孫Cに**教育資金贈与**を繰り返している
- 実父Bは、**認知症**になると贈与が出来なることを心配している



## 2.家族信託以外の対策例・その課題点

### 1.対策例①：A氏・妻D・孫Cへの暦年贈与金額を贈与する

- 「早い段階で相続財産を減少させる→相続税の節減」を図る

⇒贈与税は支払う

- 対策例①の課題点：

- ・贈与税の負担は妥当なのか？
- ・将来の相続税と比較した場合、どちらがより有効なより対策なのか？
- ・**贈与税**と**相続税**の比較が難しい



実父Bの財産状況

資産概要	金額
預金等	1億円

### 3.家族信託を活用した提案

●対策例：認知症になった後も、子や孫への教育資金や結婚資金等の生前贈与を合法的な形で継続できる、家族信託契約を締結する

①具体的内容：

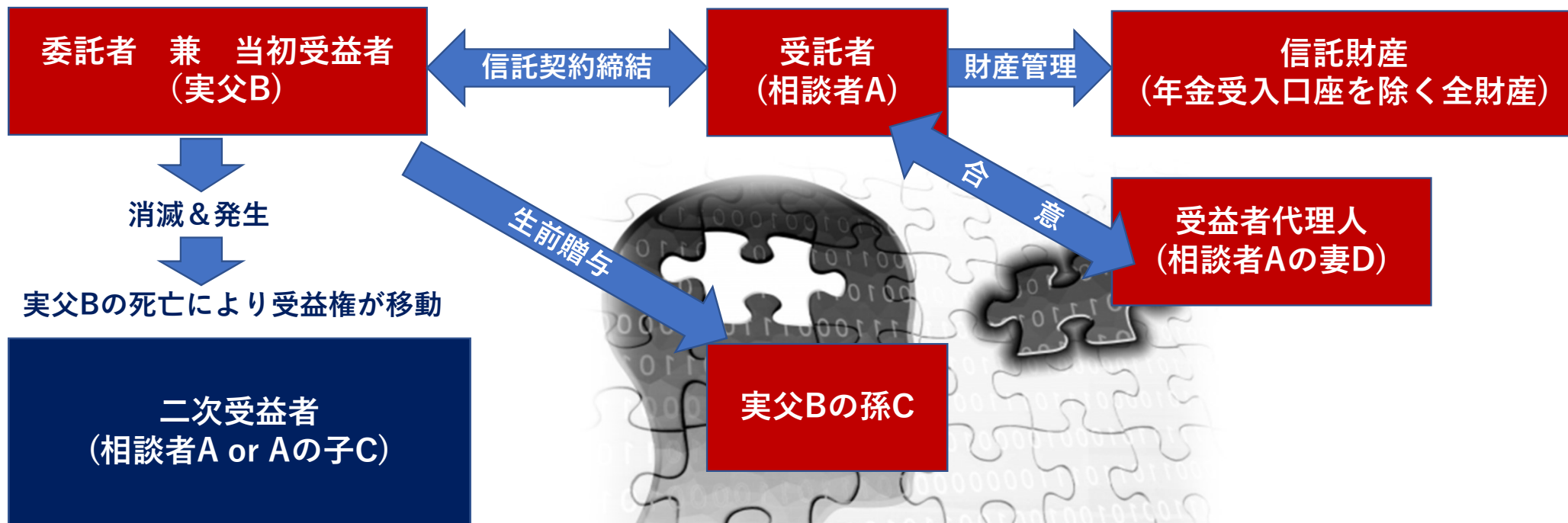
- ・ **実父B**を **委託者兼当初受益者** / **A氏**を **受託者**とする
- ・ **妻D**を **受益者代理人** / **二次受益者** → A氏 or **A氏の子供D**とする
- ・ 全財産を信託財産とする家族信託契約を締結（年金受入口座を除く）
- ・ **受託者の権限**として、以下の内容を規定しておく

(1)一定の理由がある場合 → **受益者代理人D**との **合意**に基づき

(2) **金銭信託から適正な贈与**を行うことが出来る



## 4.本事例のスキーム図



# 5. 家族信託を活用するメリット

## 相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

① 実父Bが認知症になった場合でも・・・

- 「**受託者A・受益者代理人妻D**」が合意することにより
- 「**生前贈与**」を継続することが出来る

② 孫Cに教育資金が必要になった場合でも・・・

- 「**受託者A・受益者代理人妻D**」が合意することにより
- 「**教育資金贈与**」を支給することが出来る

③ 実父Bに成年後見人が付けられたとしても・・・

- 「**信託財産からの支出なので**」→後見人の権限が及ばない

④ 但し、贈与税の一括課税されることが無い様に・・・

- 「**契約書内容・設計**」は十分な注意が必要→家族信託専門家への相談が望ましい

